

## 前回本部会の質問への報告について

前回の本部会におきまして、質問のありました事項につきまして下記のとおり報告いたします。

## 記

## 1 都補助金が補助率 2 分の 1 以上の額として報告したことについて

(質問) 令和 4 年度収支報告において、都補助金が 2 分の 1 との説明だが、2 倍以上となっている支出項目がない、何に対しての 2 分の 1 であるか

(回答) 高齢者等アパートあっせん事業に関する経費と高齢者等入居支援事業に関する経費を都補助金の対象としています。

都補助金は、補助対象経費の見込み額に対して概算払で交付を受け、翌年度に実績報告に基づき、過払い分を精算する方式で、補助率は、補助対象経費の 2 分の 1 です。

令和 4 年度の都補助金の歳入決算額として報告した額 (約 278 万円) は、補助対象経費の見込み額の 2 分の 1 として概算払で交付を受けたものです。

一方、実績の補助対象経費は、歳出決算額として報告した額のうち、約 314 万円でした。

そのため、報告資料では、歳出決算額に対する補助率 2 分の 1 以上の額が都補助金として記載されていました。

実績の補助対象経費の 2 分の 1 の額は、約 157 万円となるため、過払い分となる約 121 万円を杉並区の今年度の歳出予算で返還いたしました。

令和 5 年度の収支報告では、記載内容を整理して報告いたします。

## 2 預金利息の取扱いについて

(質問) 専用口座で管理しているとのことだが、預金利息はどのような扱いになっているのか。予算化しなければいけないのではないか。

(回答) 区の財政部門 (政策経営部財政課) 及び会計部門 (会計管理室会計課) と預金利息の取扱いにつきまして、調整しました。

以下のことから、預金利息は協議会の収入 (その他の収入) として、翌年度に繰越して協議会の経費に充てることとしました。

- ・区が協議会に負担金を交付するための「杉並区居住支援協議会負担金交付要綱」において、預金利息の取扱いについて特段の定めがないこと。
- ・協議会は任意団体であり、預金利息を区の歳入とする規定が及ばないこと。
- ・協議会の経費は、会則第 12 条において負担金その他の収入をもって充てると規定されていること。

以上